



発行 東京都

目次

5

規程（交）

- 東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局長が保有する特定個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

- 東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局長が保有する特定個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

- 東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局長が保有する特定個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………七

告示（消）

- 東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………八
- 東京消防庁消防総監が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………九
- 東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報保護等に関する規程の一部改正……………九

規程（交）

●交通局規程第二号

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都交通局長 塩見 清仁

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年交通局規程第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十一条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第十二条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

改める。  
別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」や「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三号

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成三年交通局規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式

「 2 上記の日時においてにできない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においてにできない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」。

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」や「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四号

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

改める。

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」を「3月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都水道局長 醍 勇 司

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十一条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第十二条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記録二の筆名中

「注 この通知を持参の上、指定の日時においてください。」

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知を持参の上、指定の日時においてください。」

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記録三の筆名中「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」は「以内」に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都水道局長 醍醐勇司

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別記録二の筆名中

「2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。）、「処分の取消しの」

訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」や「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

「2 上記の日時においていかなる場合も、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「2 上記の日時においていかなる場合も、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」を「3月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 規程（下水）

## ●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都下水道局管理規程第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十一条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第十二条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま
- す（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であ
- っても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす
- ることができなくなります。）。

- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

### 附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成三年東京都下水道

局管理規程第十二号)の一編を次のように改定する。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」を

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

改める。

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十七号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」を「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決

の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石 原 清 次

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」を

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったこと知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第4号様式「第60日」や「3月」以内には、処分の取消しの訴えを提起することができません」の並びに「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

### 告 示 (消)

#### ●東京消防庁告示第2号

東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程（平成11年12月東京消防庁告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月10日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

- 第1条中「第38条」を「第43条」に改める。
- 第10条第1項中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第31条第2項」を「第35条第2項」に改める。
- 第11条中「第33条第1項」を「第37条第1項」に改める。
- 第12条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

#### 別記第2号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」
- 改める。

別記第3号様式、第4号様式及び第9号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴



5) (審判) えを提起することができなくなります。)」を加える。  
附 則  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第3号

東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程 (平成11年12月東京消防庁告示第10号) の一部を次のように改正する。  
平成28年2月10日

東京消防庁  
消防総監 高 橋 淳

別記第2号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」を

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (な

お、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。

別記第3号様式、第4号様式、第7号様式、第11号様式、第12号様式、第16号様式及び第17号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 」を加える。

附 則  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第4号

東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護に関する規程 (平成27年12月東京消防庁告示第9号) の一部を次のように改正する。  
平成28年2月10日

東京消防庁  
消防総監 高 橋 淳

別記第3号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」を

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内で

あっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第4号様式、第5号様式、第8号様式、第13号様式、第14号様式、第18号様式及び第19号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二二)一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

